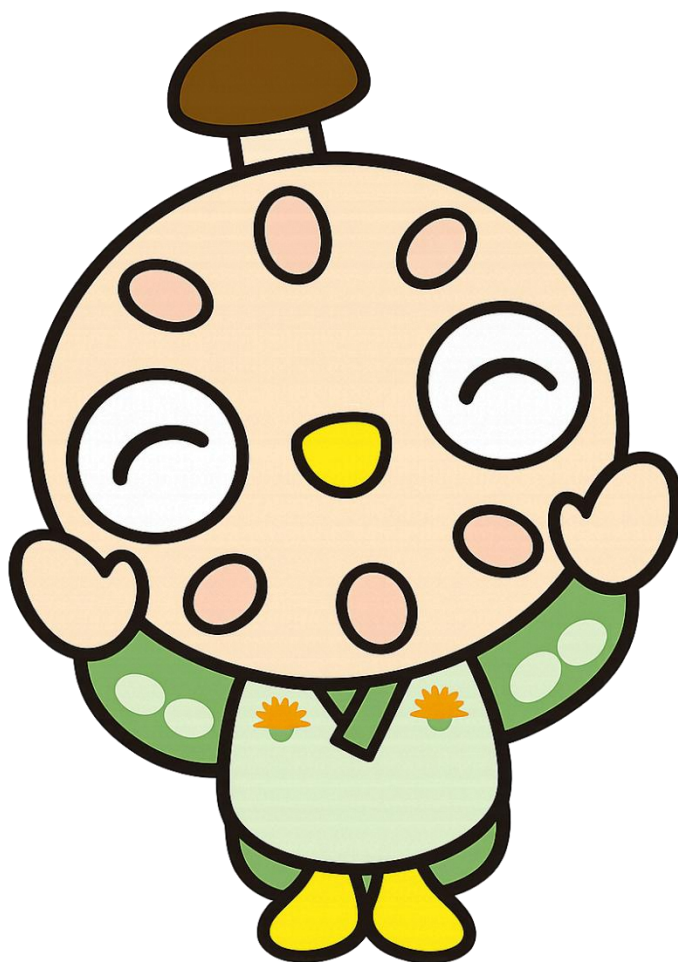


令和8年度

長南町協働のまちづくり町民提案事業



【募集期間】

令和8年4月17日(金)～令和8年5月15日(金)

【問い合わせ】

〒297-0192 長南町長南2110

長南町役場 企画財政課

電話 0475-46-2113

FAX 0475-46-1214

メール kikaku@town.chonan.lg.jp

1. 長南町協働のまちづくり町民提案事業とは

協働のまちづくりを推進し、地域の活性化とにぎわいの創出を促進することを目的として、地域資源を生かして町の活性化とPRを図る事業を行う団体に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

2. 応募できる団体

応募できる団体は、以下の要件をすべて満たす団体とします。

(1) 応募団体の要件

- ア 町内に活動拠点を有し、自主的に活動を行う団体
- イ 構成員が3名以上で、その構成員の過半数が町内に在住、在勤している団体

(2) 応募対象とならない団体

- ア 営利、宗教、特定の政治活動等を目的とした団体
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、または暴力団もしくはその構成員（暴力団の構成団体の構成員または構成員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）の統制下にある団体
- ウ 設立趣旨、活動内容等から補助の対象として不相当と認められる団体

3. 補助の対象となる事業

補助の対象となる事業は、以下の要件をすべて満たす事業とします。

(1) 補助対象事業となる要件

- ア 地域資源を生かして町の活性化とPRをはかる事業
- イ 自主・主体的に実施される事業
- ウ 町内で実施される事業

※町のPRのために町外のイベント等に参加する場合も対象とはなりますが、地域の活性化を目的としているため、町外イベント参加のみの事業は補助対象とはなりません。

- エ 令和9年2月末日までに完了する事業
- オ 同一事業について、長南町および公共的団体から他の補助金等を受けていない事業

(2) 補助対象とならない事業

- ア 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- イ 地区住民の交流会その他の親睦会に類する事業
- ウ 公の秩序または善良の風俗を害するおそれのある事業

4. 補助額および補助対象経費について

(1) 補助金の額

補助金の額は、1団体につき補助対象経費の1/2以内とし、10万円を限度とします（千円単位、千円未満端数切捨て）。

※参加費や売上金等の事業にともなう収入がある場合は、補助対象経費の総額からこれらの額を控除した額が対象となります。

【例】 25万円の支出に対して、5万円の参加費等の収入があった場合

補助対象経費 = 25万円 - 5万円 = 20万円

補助金額 = 20万円 × 1 / 2 = 10万円

※事業に伴う収入とは、イベント等の参加者からの徴収金となります。寄付金や協賛金は含まれませんが、個々の団体より扱いが異なる場合があるため、不明な場合は事前にお問い合わせください。

(2) 補助対象となる経費（予算書・決算書の項目も下記名称を使用してください）

区分	主な内容
人件費	事業実施のために臨時に必要となるアルバイト等の日当
報償費	講師、専門家、出演者等への謝礼に係る経費
旅費	町のPRのための町外イベント参加に係る交通費
消耗品費	文具、用紙等の消耗品、木材等の材料等
燃料費	機材に必要な燃料、発電機等の燃料
食糧費	事業参加者への無償提供に係る食材の購入費用（ 補助対象経費の2割を限度とする ）
印刷製本費	チラシ、ポスター等の作成、印刷費
通信運搬費	郵便、宅配便等
広告料	テレビ、ラジオ、新聞、雑誌等への広告掲載料
保険料	火災、地震その他の家屋に係るものを除く
委託料	専門知識、技術等を要する業務の委託費
使用貸借料	事業実施のために必要な機器類の借上（レンタル）料、イベント時の会場使用料等
備品購入費	事業実施のために必要な備品の購入費（ 補助対象経費の5割を限度とする ）
その他	その他町長が事業のために必要かつ適正と認めたもの

※令和9年度中に支出したものに限りませぬ。

※対象経費や補助額は、次年度以降変更になる可能性があります。

※謝礼や無償提供の場合であっても、懇親や慰労、交際目的での食事や飲料の購入は一切認められませぬ。食糧費を計上する予定のある場合は、事前にご相談ください。

(3) 補助対象とならぬ経費

- ア 懇親、慰労および交際に係る経費
- イ 視察および旅行を目的とする経費

- ウ 土地および建物（家賃に係る経費を含む。）に係る経費
- エ 団体の経常的な運営に係る経費
（水道光熱費、電話代、インターネット関連費、パソコンやコピー機等のOA機器の購入またはリース費用、その他事務局経費など）
- オ 領収書等により、事業実施団体が支払ったことが確認できない経費
- カ 補助対象事業の実施に直接関係のない経費
- キ その他町長が適当でないと認める経費

5. 応募方法

以下の様式すべてを提出期限内に長南町役場企画財政課に提出してください。応募様式等は、町ホームページからダウンロードすることも可能です。

- ア 事業企画書（様式第1号）
- イ 事業計画書（様式第2号）
- ウ 実施団体の概要書（様式第3号）
- エ 事業予算書（様式第4号）
- オ 構成員名簿（任意様式）

応募様式等はこちら▶▶



6. 応募期間

令和8年4月17日（金）～令和8年5月15日（金）

7. 審査について

【審査基準】

- ア 事業（活動）の自主性・主体性
 - イ 事業（活動）の目的、公益性
 - ウ 事業（活動）内容の実現性
 - オ 期待される事業の効果・成果
 - カ 事業予算書の記載内容や積算根拠は明確で妥当であるか
- ※同一事業についても毎年度申請していただき、毎年審査を行います。

8. 今後の流れ

【4月17日～5月15日】

応募期間

【5月下旬～6月末まで】

採択通知、採択後に町へ補助金申請書を提出、補助事業実施

【3月末まで】

実績報告書提出、補助金額の確定、補助金振込

※補助金振込は状況によって4月となる場合もあります。